

公正・透明な行財政運営の確立

ア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の強化

県民の皆様の県政に対する信頼を失墜する不正経理問題がありました。

これまでの行政改革には、職員の意識改革をはじめとしたコンプライアンスの徹底や、不祥事を防ぐ内部統制システムの構築という視点が欠如していました。

このような不祥事が二度と発生しないよう、再発防止策を講じていきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 職員の意識改革、コンプライアンスの徹底	(a) 外部有識者で構成される「コンプライアンス委員会」及び知事を本部長とする「コンプライアンス推進本部」(H21.11設置)の活動を活性化させていき、全庁を挙げてコンプライアンスの推進を図ります。 毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、実施していきます。 各所属が、事務事業の執行にあたっての法的課題を抽出し、法令違反を回避するためのチェックリストを作成し、点検を行います。 (チェックリストを基に)コンプライアンス監察を実施します。	策定・実施 作成	実施		各部局 総務部
	(b) 管理職をはじめ職員に対するコンプライアンス研修、物品・委託契約、会計事務担当者研修等を充実・強化します。	実施			総務部 出納局
	(c) コンプライアンスや公務員倫理等を定めた「職員心得(仮称)」を策定し、全職員への周知徹底を図ります。	策定			総務部
	(d) 不適正な経理事務があった場合、以前より一層厳格な処分を行います。	実施			総務部
(イ) 物品調達・物品管理システム等の見直し	(a) 各所属で物品調達の年間計画を立て、過不足が生じないように、計画的な予算執行を徹底します。	実施			総務部 各部局
	(b) 各所属で行われてきた物品調達制度を見直し、物品を全庁的に集中調達する機関を設置します。 また、当該機関が行う見積り合わせにおいて、オープンカウンター(公開見積り合わせ)方式を導入します。	実施			総務部 公営企業等 も同様の取組 を行う
	(c) 小口の物品等調達について、支出事務の効率化を図るため、まとめて支払いができるよう、必要性も含めて検討します。	検討			出納局
	(d) 不適正な経理処理に関与した業者に対し、指名停止等を行います。	実施			総務部
	(e) 物品について、出納簿への記載による管理を徹底するとともに、備品については、データベース化を図り、電子システムによる一括管理を検討・実施します。	検討・実施			総務部

(イ) 物品調達・物品 管理システム等 の見直し	(f) 物品調達における不正行為を防止するため、電算システムによる防止対策について研究します。	研究	→	→	総務部
	(g) 他の都道府県の事例を参考にし、よりわかりやすい支出状況の情報開示の方策について、検討します。	検討	→	→	総務部 出納局
(ウ) 内部牽制機能の 強化	(a) 特別監察組織(H21.10設置)による内部統制機能の強化を図り、毎年度、すべての費目を対象とした特別監察を実施します。	実施	→	→	総務部
	(b) 出納局による会計検査の対象を拡大します。 また、物品と所属帳簿との照合を行うとともに、必要に応じ、納品業者の協力を得て、業者帳簿と支出伝票との照合確認を行うほか、検査体制の強化を図ります。	実施	→	→	出納局
	(c) ジョブローテーションにより、経理事務担当者の配置換えを推進します。	実施	→	→	総務部
	(d) 内部通報について、職員や取引業者等に対して制度の周知徹底を図るとともに、通報事案の内容の外部(弁護士、公認会計士)からの検証及び助言を受け、的確・迅速に対応します。 H21.11月に、1名であった外部調査員を4名に拡充しています。外部調査員は、通報窓口としても位置づけられています。	実施	→	→	総務部
(エ) 国庫補助事業の 事務費に関する 改善	(a) 国庫補助事業の事務費について、補助簿の整備を徹底します。	実施	→	→	関係部局
	(b) 事務費の不用額を正確かつ早期に把握し、必要な支出科目へ振り替えるなど、適切な執行を徹底します。	実施	→	→	

イ 県政情報の透明性等の向上

県民への説明責任を果たすため、県政情報の公開を一層推進するとともに、情報セキュリティ事故の防止対策に取り組みます。

特に、県政運営の基盤となる財政については、仕組みが複雑となっているほか、専門的な言葉が多く用いられています。このため、県の財政情報(予算、決算、財政指標など)や、公社・第三セクター等を含めた県全体の財務状況などを、県民の皆様にはわかりやすく提供していきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 情報公開における利便性の向上等	(a) 情報公開請求窓口における行政文書検索資料を充実するとともに情報提供用パソコンを増設します。 また、請求者のプライバシー保護に対する配慮を充実します。	実施			
(イ) 情報セキュリティ監査の拡大	(a) 職員のセキュリティ意識を高め、情報セキュリティ事故を防ぐため、一定所属を対象に順次実施していた「情報セキュリティ監査」について、全所属で実施するよう拡大します。	検討 →	実施		
(ウ) わかりやすい財政情報の提供	(a) 予算書・決算書、財政指標、財政改革の取組、県債の発行などの各種財政情報について、県民の視点に立って、平易な解説に努める等、よりわかりやすい資料として公表します。	実施			
	(b) 新地方公会計制度 ¹⁾ に基づく、財務書類4表 ²⁾ の作成を通じて、公社等外郭団体を含む県全体の財務状況を明らかにします。 また、今後、時価評価の対象資産の拡大を図るなど、公会計の段階的な整備を進めます。 【注】 (1) 新地方公会計制度 国から新たに示された地方公共団体の会計に関する基準で、企業会計の考え方を参考に、「正確な資産・負債の把握」や「資産・負債に関する情報開示」等を図ることを目的としている (2) 財務書類4表 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書	実施			総務部
	(c) 公社等外郭団体を含む県全体の債権・債務については、予算書・決算書だけでは把握することが難しいことから、財政健全化法に基づく健全化判断比率 ¹⁾ や新地方公会計制度に基づく財務書類などを通じて、わかりやすく公表します。 【注】 (1) 健全化判断比率 「地方公共団体財政健全化法」により毎年度決算について公表することとされている財政指標。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」及び公営企業に関する「資金不足比率」の5つの比率で、国が定めた基準以上となった場合には、財政健全化に向けた計画の策定等が求められる	実施			
	(d) 他の都道府県の事例を参考にし、よりわかりやすい支出状況の情報開示の方策について、検討します。【再掲】	検討 →			